に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の４第２項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第９項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の４第３項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。⑵ロにおいて同じ。）の総額を控除した金額）を記載すること。

⑵　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の４第３項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。

別表第七㈠の表の備考４を同表の備考６とし、同表の備考３中「若しくは」を「又は」に改め、「又は契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額の合計額又は契約不履行等事由に係る配当等の額の合計額」を削り、同表の備考３を同表の備考５とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

⑴　「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第３条の３第３項（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第８条の３第３項（同条第２項第２号に係る部分に限る。）、第９条の２第２項又は第９条の３の２第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額（法第37条の11の６第６項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額）を記載すること。

⑵　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の６第７項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、法第37条の11の６第６項の規定によりその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。

４　源泉徴収選択口座内配当等について、法第９条の３の２第３項の規定により控除した同項各号に定める金額（以下４において「上場株式配当等控除額」という。）がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

別表第八㈠の表中「第26条の３第１項」を「第26条の２第１項」に改め、同表の備考１中「第26条の３第１項」を「第26条の２第１項」に改め、同表の備考２中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築取得等」に改め、同表の備考３⑵中「第18条の21第９項第１号ロ」を「第18条の21第８項第１号ロ」に、「第18条の23の２第11項第３号」を「第18条の23の２の２第11項第３号」に改め、同表の備考５中「第26条第９項第１号」を「第26条第10項第１号」に、「第18条の22第１項第１号ロ又は第２号ロ」を「第18条の22第１項第２号」に、「同項各号に掲げる者」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同表を別表第八㈡とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第八（二）

令和　　年分　　住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書

○ 住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所（居所）		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日
	氏名		個人番号	
○ 住宅借入金等の内訳		１　住宅のみ　２　土地等のみ　３　住宅及び土地等		
住宅借入金等の金額	年末残高	円		
	当初金額	円		
償還期間又は賦払期間		年　月間		
○ （摘要）				
提出者	住所（居所）又は所在地			
	氏名又は名称	（電話）	個人番号又は法人番号	

（用紙　日本産業規格　Ａ６）

備　考

１　この調書は、法第41条の２の３第２項の調書について使用すること。

２　この調書の記載の要領は、次による。

⑴　「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この調書を作成する日の現況による住所（国内に住所がない場合には、居所）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

⑵　「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。

⑶　「住宅借入金等の内訳」の欄には、住宅借入金等（法第41条第１項各号に規定する住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。）の同項に規定する住宅の取得等若しくは同条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等に係る土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この表において「土地等」という。）の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。

⑷　「住宅借入金等の金額」の欄には、当該住宅借入金等の金額のその年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。以下この表において同じ。）における残高等について、次により記載すること。

イ　「住宅借入金等の金額」の「年末残高」の欄には、当該住宅借入金等の金額のその年の12月31日における残高を記載するものとする。

ロ　「住宅借入金等の金額」の「当初金額」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が第18条の21第８項第１号ロに規定する特定借入金等（以下この表において「特定借入金等」という。）である場合には、当該特定借入金等に係る同号ロに規定する当初の住宅借入金等（以下この表において「当初の住宅借入金等」という。））のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額を記載するものとする。

⑸　「償還期間又は賦払期間」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約において定められている法第41条第１項各号に規定する償還期間又は賦払期間について記載すること。